

届出先関係行政機関及び届出方法（介護保険法第 115 条の 32、同法施行規則第 140 条の 40）

（1）概要

事業所等の展開状況に応じ、下表のとおり異なります。

事業所等の展開状況		届出先関係行政機関
事業所等が複数の都道府県に所在する事業者	① 事業所等が 3 つ以上の地方厚生局管轄区域にある事業者	厚生労働省老健局
	② 事業所等が 1 又は 2 つの地方厚生局管轄区域にある事業者	事業者の主たる事務所等のある都道府県
③ 事業所等が指定都市のみに所在する事業者		事業所等のある指定都市
④ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行なう事業者であって、事業所等が同一市町村にのみ存在する事業者		事業所等のある市町村
⑤ ①②③④以外の事業者		事業所等のある都道府県

（2）③に該当する事業者の具体的な届出方法

平成 27 年 4 月 1 日から、事業所等が名古屋市にのみ存在する事業者の届出先は名古屋市になりました。③に該当する事業者が、名古屋市以外の愛知県内で事業所を始めた場合は、⑤に該当します。その際は様式第 1 2 の区分変更届出書を愛知県高齢福祉課へ提出してください。

（3）④に該当する事業者の具体的な届出方法

該当市町村にお問い合わせください。

（4）②⑤に該当する事業者の具体的な届出方法

必要書類を 1 部、以下のあて先に、郵送してください。

なお、愛知県の場合、業務管理体制の整備に係る届出は、高齢福祉課介護保険指定・指導グループへ提出してください。所管の福祉相談センター、指定都市（名古屋市にのみ事業所の存在する事業者は除く）及び中核市は届出先ではありませんので、間違えないようお願いいたします。

〒 4 6 0 - 8 5 0 1 名古屋市 中区 三の丸 3 - 1 - 2

愛知県健康福祉部 高齢福祉課 介護保険指定・指導グループ